

平成 27 年 7 月 17 日
消 防 庁

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布

消防庁は、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成 27 年 5 月 30 日から平成 27 年 6 月 29 日までの間、国民の皆様から御意見を募集したところ、本件に対する御意見はありませんでした。これを踏まえて、本日当該省令を公布しました。

1 改正概要

次の物質を消防活動阻害物質に指定するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令を改正するものです。

- ・ピロカテコール及びこれ含有する製剤

2 意見募集の結果

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）について、平成 27 年 5 月 30 日から平成 27 年 6 月 29 日までの間、御意見を募集したところ、本件に対する御意見はありませんでした。

3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果を踏まえて、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 63 号）を本日付けで公布しました。



（連絡先）

消防庁危険物保安室

担当：近藤課長補佐、後藤

TEL：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

○総務省令第六十三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の(十八)の項の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十七日

総務大臣 山本 早苗

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中七(十一)の項を七(十二)の項とし、五(十九)の項から七(十)の項までを一項ずつ繰り下げ、

五(十八)

メタホウ酸バリウム

を

(五十八) メタホウ酸バリウム

(五十九) ピロカテコール及びこれを含有する製剤

に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）

改正案						現行					
<p>（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） 第二条（略）</p>						<p>（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） 第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。</p>					
<p>（略）</p>						<p>（一） 塩化亜鉛</p>					
<p>（略）</p>						<p>（二） 酢酸亜鉛</p>					
<p>（略）</p>						<p>（三） 硫酸亜鉛</p>					
<p>（略）</p>						<p>（四） りん酸亜鉛</p>					
<p>（略）</p>						<p>（五） アクリルアミド及びこれを含む製剤</p>					
<p>（略）</p>						<p>（六） 五塩化アンチモン及びこれを含む製剤</p>					
<p>二〇〇キ ログラム</p>						<p>二〇〇キ ログラム</p>					

(略)								
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

十五) 酸化カドミウム	十四) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	十三) 塩素	十二) 塩化水素を含有する製剤(塩化水素三六%以下を含有するものを除く。)	十一) エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	十) 一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	九) アンモニアを含有する製剤(アンモニア三〇%以下を含有するものを除く。)	八) 酒石酸アンチモンニルカリウム及びこれを含有する製剤	七) 三酸化アンチモン
----------------	-------------------------------	-----------	--	----------------------------	--------------------------------	---	---------------------------------	----------------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(二十一) 四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	(二十) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤 (クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。)	(十九) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	(十八) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	(十七) 硫化カドミウム	(十六) 硝酸カドミウム	()
--------------------------------	---	--------------------------------	-------------------------------	-----------------	-----------------	-----

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

<p>(二十七) けいふつ化カリウム及びこれを含む製剤</p>	<p>(二十六) けいふつ化水素酸を含む製剤</p>	<p>(二十五) ニークロロニトロベンゼン及びこれを含む製剤</p>	<p>(二十四) クロロアセチルクロライド及びこれを含む製剤</p>	<p>(二十三) クロルメチルを含む製剤（容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇%以下を含むものを除く。）</p>	<p>(二十二) クロルピクリンを含む製剤</p>
---------------------------------	----------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--	---------------------------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

三十三 (三十三) ジメチルアミン及びこれを含有する製剤(ジメチルアミン五〇%以下)	三十二 (三十二) 四塩化炭素を含有する製剤	三十一 (三十一) 二・三ージシアノー一・四ー ジチアアントラキノン(別名ジチアノン) 五〇%以下を含有する製剤	三十 (三十) 五酸化バナジウム(熔融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。) 及びこれを含有する製剤(五酸化バナジウム(熔融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。) 一〇%以下を含有するものを除く。)	二十九 (二十九) けいふつ化マグネシウム及びこれを含有する製剤	二十八 (二十八) けいふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤
--	------------------------------	--	---	--	---------------------------------------

(略)							
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

(四十) 一酸化鉛	(三十九) 硫酸銅	(三十八) 塩化第二銅	(三十七) 塩化第一銅	(三十六) 硫酸第一すず	(三十五) 塩化第二すず	(三十四) 塩化第一すず	を含有するものを除く。)
--------------	--------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------

(略)							
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

)	四十七 鉛酸カルシウム	四十六 ステアリン酸鉛	四十五 シアナミド鉛	四十四 三塩基性硫酸鉛	四十三 酢酸鉛	四十二 けい酸鉛	四十一 塩基性けい酸鉛
---	----------------	----------------	---------------	----------------	------------	-------------	----------------

(略)							
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

五十五 (五十五) 炭酸バリウム	五十四 (五十四) 水酸化バリウム	五十三 (五十三) カルボン酸のバリウム塩	五十二 (五十二) 塩化バリウム	五十一 (五十一) 二酸化鉛	五十 (五十) 二塩基性ステアリン酸鉛	四十九 (四十九) 二塩基性亜りん酸鉛	四十八 (四十八) 二塩基性亜硫酸鉛
------------------------	-------------------------	-----------------------------	------------------------	----------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------

(六十二)	(六十一)	(六十)	(五十九)	(五十八)	(略)	(略)
ブロム水素を含有する製剤	メタフェニレンジアミン	オルトフェニレンジアミン	ピロカテコール及びこれを含有する製剤	メタホウ酸バリウム		

(六十一)	(六十)	(五十九)	(五十八)	(五十七)	(五十六)
ブロム水素を含有する製剤	メタフェニレンジアミン	オルトフェニレンジアミン	メタホウ酸バリウム	ふっ化バリウム	チタン酸バリウム

<p>六十三 (六十三) ブロムメチルを含有する製剤</p>	<p>六十四 (六十四) 一―ブロモ―三―クロロプロ ン及びこれを含有する製剤</p>	<p>六十五 (六十五) ほうふつ化水素酸</p>	<p>六十六 (六十六) ほうふつ化カリウム</p>	<p>六十七 (六十七) ホルムアルデヒドを含有する製剤 (ホルムアルデヒド一%以下を含有 するものを除く。)</p>	<p>六十八 (六十八) メタバナジン酸アンモニウム及び これを含有する製剤</p>	<p>六十九 (六十九) メチルアミン及びこれを含有する 製剤(メチルアミン四〇%以下を含有 するものを除く。)</p>
------------------------------------	---	-------------------------------	--------------------------------	---	--	--

<p>六十二 (六十二) ブロムメチルを含有する製剤</p>	<p>六十三 (六十三) 一―ブロモ―三―クロロプロ ン及びこれを含有する製剤</p>	<p>六十四 (六十四) ほうふつ化水素酸</p>	<p>六十五 (六十五) ほうふつ化カリウム</p>	<p>六十六 (六十六) ホルムアルデヒドを含有する製剤 (ホルムアルデヒド一%以下を含有 するものを除く。)</p>	<p>六十七 (六十七) メタバナジン酸アンモニウム及び これを含有する製剤</p>	<p>六十八 (六十八) メチルアミン及びこれを含有する 製剤(メチルアミン四〇%以下を含有 するものを除く。)</p>
------------------------------------	---	-------------------------------	--------------------------------	---	--	--

<p>七十 (ニ―メチリデンブタン二酸（別名 メチレンコハク酸）及びこれを含 有する製剤</p>	<p>七十 (硫酸を含有する製剤（硫酸六〇％ 以下を含有するものを除く。）</p>	<p>七十二 (りん化亜鉛を含有する製剤（りん化 亜鉛一％以下を含有するものを除く 。）</p>
---	--	---

<p>六十九 (ニ―メチリデンブタン二酸（別名 メチレンコハク酸）及びこれを含 有する製剤</p>	<p>七十 (硫酸を含有する製剤（硫酸六〇％以 下を含有するものを除く。）</p>	<p>七十一 (りん化亜鉛を含有する製剤（りん化 亜鉛一％以下を含有するものを除く 。）</p>
--	--	---